

大阪市東淀川区役所会議室目的外使用許可書

大阪市指令東淀総務第 号
令和 年 月 日

使用者

様

大阪市長

(担当：東淀川区役所総務課)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった大阪市東淀川区役所管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所在 大阪市東淀川区豊新2丁目1-4

名称 大阪市東淀川区役所 会議室

(用途)

第2条 使用者は、前記の物件を の用に供するものとする。

(使用期間)

第3条 使用期間は、令和 年 月 日 時 分から令和 年 月 日 時 分までとする。

(使用料)

第4条 使用料は、総額 円(消費税等を含む。)とする。

2 使用料は、免除された場合を除き、別途発する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

3 大阪市東淀川区役所会議室の目的外使用許可に関する要綱第10条第1項第1号及び同条第2項に該当する場合を除き、既納の使用料は還付しない。

(使用上の制限)

第5条 使用物件は、善良なる管理者の注意をもって維持保有しなければならない。

2 使用者は、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第6条 使用者は、使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることがある。

(1) 大阪市又は東淀川区役所において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

(2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき

(3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。

(1) 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

(2) 大阪市暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

3 前2項の場合において、使用者は当該取消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第8条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は何等の異議を申立てることができない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(実地調査等)

第10条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義)

第11条 この許可の各条項に関し疑義があるとき、その他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。) 処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。